

雇用保険法の改正について

送信枚数 本紙含み 1 枚

平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

政府は現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、下記の通り雇用保険法の改正を決定しました。改正事項のうち主な事項について掲載致します。一部を除き平成21年4月1日から適用されますので、ご確認の程お願いします。

① 雇用保険料率が変わります。【平成21年4月1日から】

平成21年度(21年4月1日から22年3月31日まで)に限り、雇用保険料率が引き下げられます。4月以降支給する給料、賞与からの雇用保険料の引き去りについて変更をお願い致します。

事業の種類		平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から
1	下記2、3以外の事業（一般の事業）	15/1000 (6/1000)	11/1000 (4/1000)
2	農林水産業（一部の事業を除く） 酒製造業 及び清	17/1000 (7/1000)	13/1000 (5/1000)
3	建設業	18/1000 (7/1000)	14/1000 (5/1000)

※下段の()内の数字が本人負担分となります。

② 雇用保険の加入要件、基本手当の受給要件が緩和されます。

※【1）は平成21年4月1日から、2）3）は平成21年3月31日から】

1) 短時間就労者(パートタイマー等)の雇用保険加入要件について

○「1年以上雇用見込み」を「6ヶ月以上雇用見込み」に緩和

2) 雇用契約が更新されなかった為に離職した有期契約労働者について

○受給資格要件を「被保険者期間12ヶ月以上」を「6か月以上」に緩和、
給付日数についても解雇等による離職者と同様に扱う

3) 解雇や契約更新がなされなかった為に退職した離職者について

○年齢や地域によって、特に再就職が困難な者の給付日数を最大60日分延長

③ 育児休業給付の見直しが行われます。【平成22年4月1日以降から】

○平成22年3月末までとしている給付率の引き上げ暫定措置(40%→50%)を
当分の間延長する

○現在、休業期間中(30%)と職場復帰後(20%)に分けて支給している給付を
統合し、全額(50%)を休業期間中に支給する